

被災者生活再建支援法施行令第1条の改正等を求める理事長声明

2018年（平成30年）8月1日

四国弁護士会連合会理事長 小早川 龍司

第1 声明の趣旨

- 1 被災者生活再建支援法の適用の有無を、その規模や、都道府県・市町村ごとに限定する同法施行令第1条を直ちに改正し、同一の自然災害で被害を受けた全ての被災者に同法を適用し、公平な支援を行うよう求める。
- 2 被災者生活再建支援法施行令第1条の見直しがなされない場合には、平成30年7月豪雨災害の被災地である高知県及び各市町村に対し、いずれの被災者も同程度の支援が受けられるよう独自支援を行うよう求める。

第2 声明の理由

- 1 被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）は、その支援の対象を「政令で定める自然災害」の被災世帯とし、支援法施行令第1条では、都道府県や市町村単位でどの程度の被害が発生したかを基準に、支援法の適用範囲の有無を決定するという仕組みとされている。

しかし、そもそも災害は都道府県や市町村の区割りとは無関係に発生し、ときに被災者の生活基盤に著しい被害を生じさせるものであるから、都道府県や市町村の区割りにとらわれ、都道府県や市町村ごとに別々に被災世帯数を数える方法で災害の規模を測り、支援の有無を決するのは不合理である。

平成30年7月豪雨災害においても、家屋全壊の被害を被った被災者であっても、その居住する市町村がどこであるかによって支援の有無を異にしている。

具体的には、愛媛県においては、全県で支援法が適用されているのに対し、高知県においては、香南市、宿毛市、大月町には支援法が適用されているものの、安芸市では全壊3、半壊32、床上浸水2の住家被害が生じているにもかかわらず（2018年7月27日時点）、現段階において、支援法が適用されていない。

確かに、全壊した家屋が少なければ、その属する自治体が独自に支援策を講じる際の負担は大きくなり、自治体独自の支援策に期待することができるという考え方もあるかもしれない。しかし、自治体が独自に支援策を講じるか否か、その内容をどうするかは、その時々事情によって全く異なるの

であって、そのような期待があるからといって、全壊家屋数に応じて支援法の適否を決定し、法律による扱いを異にすることが正当化できるものではない。さらに実際には、支援法の適用を受ける地域においても自治体が見舞金等を支給する例が多く、結局のところ、支援法の適用を受けられるか否かによって生じる差別は、自治体独自の支援策によっても解消されていないのである。

憲法第14条は、「すべて国民は、法の下に平等」と定めているところ、同じ災害による被害であるにもかかわらず、その居住する行政区の違いや、他の住宅がいくつ全壊したかによって、受けられる支援が異なるという事態は是非とも避けられるべきであるから、直ちに支援法施行令第1条を改正し、不合理な差別を解消すべきである。

- 2 以上のとおり、支援法施行令を改め、不合理な差別を解消すべきであるが、仮にこのような改正がなされない場合には、同じ災害で被災したにもかかわらず、居住する行政区の違いにより支援の有無が異なるという不合理が生じかねない状況にある。

支援法施行令が適用対象を限定している趣旨が、災害発生時における国と自治体の役割分担にある以上、支援法が適用されない被災者については、県ないし市町村が同程度の支援を実施し、不合理な差別が生じないように手当てしなければならない。

実際、例えば大分県は災害被災者住宅再建支援制度に基づき、支援法の適用を受けられない被災者に対し、支援法が定める支援と同程度以上の支援を実施している。過去の災害においても、2008年岩手宮城内陸地震災害において、支援法が適用されなかった岩手県が、支援法が適用された宮城県とほぼ同等の支援を実施するなど、支援法が適用されなかった被災者に対し自治体が同程度の支援を実施する例は多数に及んでいる。

そこで当連合会は、仮に、支援法施行令第1条の見直しがなされない場合には、居住する行政区の違いによって十分な支援を受けられないという事態が生じないように、平成30年7月豪雨災害の被災地である高知県及び各市町村に対し、支援法が適用されない被災者に少なくとも同程度の支援を実施することを求める。

以 上